

障がい者福祉だより

熊本県ひきこもり地域支援センターのご案内

このセンターは、電話・面接相談に専門スタッフが応じ、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関とも連携して、ご本人の望む第一歩を支えていきます。また、本人のつどいや家族セミナーを開催します。

★相談の対象となる方

熊本県内（熊本市を除く）在住の18歳以上で、ひきこもり状態にある方及びその家族
 ＊なお、状況に応じて医療機関等の利用をお勧めする場合があります。

★電話によるご相談・お問い合わせ ☎ 096-386-1177

電話開設時間 月曜日・火曜日・木曜日 午前9時～12時・午後1時～3時
 ＊土日・祝日・年末年始を除く

★場所 熊本市東区月出3丁目1-120 熊本県精神保健福祉センター 内

旅客鉄道株式会社（JR）の旅客運賃割引について

ご利用になる前には必ず各 JR 乗車券販売窓口にご確認ください。

種別	旅客鉄道（株）旅客運賃減額1種	
割引対象	本人	本人と介護者
乗車券類	普通乗車券	普通乗車券 回数乗車券※1 普通急行券 定期乗車券
注意事項	片道101km以上ご利用の場合に限ります。	・介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。
割引率	50%	
種別	旅客鉄道（株）旅客運賃減額2種	
割引対象	本人	本人（12歳未満に限る）と介護者
乗車券類	普通乗車券	定期乗車券
注意事項	片道101km以上ご利用の場合に限ります。	・介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。
割引率	50%	

※ミニ回数券（6枚つづり）は割引対象ではありません。



～ 問い合わせ先 ～

健康福祉課 72-1229
 清和支所健康福祉係 82-2111
 蘇陽支所健康福祉係 83-1111

平成28年分「所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税」 熊本東税務署申告相談会場の変更

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場等は、次のとおりです。

【申告相談会場】

火の国ハイツ（熊本市東区石原2丁目2-28 [県民総合運動公園入口]）

※熊本東税務署内では申告相談は行いません。

【申告相談期間】

- 震災により住宅や家財に被害を受けられた方に対する申告相談
 平成29年1月30日（月）～2月15日（水）（ただし、土・日・祝日は除く。）
 熊本地震や豪雨災害により住宅や家財に被害を受けられた方で、雑損控除の計算が済んでいない方も、なるべく上記の期間にご来場ください。（申告に必要なものは事前にお問い合わせください。）
- 通常の申告相談
 平成29年2月16日（木）～3月15日（水）（ただし、土・日は除く。）
 （注）2月19日（日）及び2月26日（日）に限り、日曜日でも申告相談を行います。

【相談受付時間】

午前9時から 午後4時まで

【南九州税理士会熊本東支部による確定申告無料相談】

平成29年2月13日（月）から2月15日（水）まで（会場は火の国ハイツ）

【申告相談会場地図】



申告相談会場は大変混雑しますので、申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷して郵送等での提出が、「簡単」で「便利」です。

【問い合わせ先】 熊本東税務署（電話096-369-5566）※自動音声案内

山都町が例年2月中旬より実施している申告相談についても、日程が変更となる予定です。詳細につきましては、全戸配布等で別途お知らせしますので、ご確認ください。